

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考																																										
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月7日 16 経教 規程第58号</p> <p>第1条～第9条 省略</p> <p>(武蔵野荘使用料の額)</p> <p>第10条 第8条の規定にかかわらず、東京農工大学武蔵野荘の使用料の額については、次のとおり定める。ただし、国立大学法人東京農工大学武蔵野荘使用要項(以下「武蔵野荘使用要項」という。)第8条第3項に該当する者については、使用料を徴収しない。</p> <table border="1" data-bbox="271 850 1010 1294"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>1人1泊分の使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">和室</td> <td>こぶし(2名以下)</td> <td>1,000円/泊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>こぶし(3名以上)</td> <td>800円/泊</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洋室</td> <td>くぬぎ・なら・ぶな(シングル)</td> <td>800円/泊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつら(ツイン1名利用時)</td> <td>800円/泊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつら(ツイン2名利用時)</td> <td>600円/泊</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費をあわせて徴収する。ただし、武蔵野荘</p>	区	分	1人1泊分の使用料	備考	和室	こぶし(2名以下)	1,000円/泊		こぶし(3名以上)	800円/泊		洋室	くぬぎ・なら・ぶな(シングル)	800円/泊		かつら(ツイン1名利用時)	800円/泊		かつら(ツイン2名利用時)	600円/泊		<p>第1条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p>(武蔵野荘使用料の額)</p> <p>第10条 第8条の規定にかかわらず、東京農工大学武蔵野荘の使用料の額については、次のとおり定める。ただし、国立大学法人東京農工大学武蔵野荘使用要項(以下「武蔵野荘使用要項」という。)第8条第3項に該当する者については、使用料を徴収しない。</p> <table border="1" data-bbox="1093 850 1832 1294"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>1人1泊分の使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">和室</td> <td>こぶし(2名以下)</td> <td>800円/泊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>こぶし(3名以上)</td> <td>600円/泊</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洋室</td> <td>くぬぎ・なら・ぶな(シングル)</td> <td>800円/泊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつら(ツイン1名利用時)</td> <td>800円/泊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつら(ツイン2名利用時)</td> <td>600円/泊</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費をあわせて徴収する。ただし、武蔵野荘</p>	区	分	1人1泊分の使用料	備考	和室	こぶし(2名以下)	800円/泊		こぶし(3名以上)	600円/泊		洋室	くぬぎ・なら・ぶな(シングル)	800円/泊		かつら(ツイン1名利用時)	800円/泊		かつら(ツイン2名利用時)	600円/泊		
区	分	1人1泊分の使用料	備考																																									
和室	こぶし(2名以下)	1,000円/泊																																										
	こぶし(3名以上)	800円/泊																																										
洋室	くぬぎ・なら・ぶな(シングル)	800円/泊																																										
	かつら(ツイン1名利用時)	800円/泊																																										
	かつら(ツイン2名利用時)	600円/泊																																										
区	分	1人1泊分の使用料	備考																																									
和室	こぶし(2名以下)	800円/泊																																										
	こぶし(3名以上)	600円/泊																																										
洋室	くぬぎ・なら・ぶな(シングル)	800円/泊																																										
	かつら(ツイン1名利用時)	800円/泊																																										
	かつら(ツイン2名利用時)	600円/泊																																										

使用要項第8条第3項を適用する場合は、運営費（朝食代及び洗濯代は除く。）を徴収しない。

区 分		冷暖房期（7-9月、11-3月）		通常期（4-6月、10月）	
		1人1泊 朝食付	1人1泊 朝食無	1人1泊 朝食付	1人1泊 朝食無
和室	こぶし	3,100円 ／泊	2,600円 ／泊	2,300円 ／泊	1,800円 ／泊
洋室	くぬぎ・なら・ぶな・かつら	2,900円 ／泊	2,400円 ／泊	2,300円 ／泊	1,800円 ／泊

3 武蔵野荘使用要項第3条第2号に定める会合等に武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費を徴収する。ただし、武蔵野荘使用要項第8条第4項を適用する場合は、運営費を徴収しない。

区 分	1団体1回分の運営費	備 考
ラウンジ（ガーデンを含む。）	1,000円	
和 室	400円	
娯楽室	1,600円	

第11条～第14条 省略

使用要項第8条第3項を適用する場合は、運営費（洗濯代は除く。）を徴収しない。

区 分		1人1泊
和室	こぶし	2,400円／泊
洋室	くぬぎ・なら・ぶな・かつら	2,400円／泊

3 武蔵野荘使用要項第3条第2号に定める会合等に武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費を徴収する。ただし、武蔵野荘使用要項第8条第4項を適用する場合は、運営費を徴収しない。

区 分	1団体1回分の運営費	備 考
ラウンジ（ガーデンを含む。）	1,000円	
和 室	400円	

第11条～第14条 省略（現行どおり）

<p>第15条～第17条 省略</p> <p>(共同研究員の研究料)</p> <p>第18条 本学で受け入れる共同研究員の研究料の額は、<u>420,000円</u>とする。</p> <p>第19条～第22条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p><u>(学生証及び職員証再発行手数料の額)</u></p> <p><u>第14条の2 学生証及び職員証の再発行手数料の額は、1枚につき2,000円とする。</u></p> <p>第15条～第17条 省略(現行どおり)</p> <p>(共同研究員の研究料)</p> <p>第18条 本学で受け入れる共同研究員の研究料の額は、<u>1ヶ月あたり35,000円</u>とする。</p> <p>第19条～第22条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	
---	--	--

附 則 (24経教規程第10号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。